

## 議案第54号

### 債権の放棄について（大阪港湾局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 堺市西区浜寺諏訪森町西4丁308番地  
宮内油業株式会社
- 2 債 権 の 内 容 大阪市大正区南恩加島4丁目463番3内の土地の賃貸借契約に基づく賃料債権、同契約に基づく賃料のうち期限を徒過して支払われたものに対する遅延損害金に係る債権、同土地及び同区同4丁目463番1内の土地を不法に占有したことによる損害金に係る債権並びにこれらの土地を原状回復するために要した費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる債権ごとに当該各号に定める額の合計金45,419,679円並びに第1号及び第3号に定める額の合計金38,155,677円に対する遅延損害金
  - (1) 土地の賃貸借契約に基づく賃料債権 金6,494,056円
  - (2) 土地の賃貸借契約に基づく賃料のうち期限を徒過して支払われたものに対する遅延損害金に係る債権 金70,500円
  - (3) 土地を不法に占有したことによる損害金に係る債権 金31,661,621円
  - (4) 土地を原状回復するために要した費用に係る債権 金7,193,502円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が会社法の規定により解散したとみなされており、株主総会の決議により株式会社を継続することができる期間も経過していることから、当該債権の弁済を受けることができる見込みがなく、かつ、債務者に差し押さえることができる財産があることが確認できないことから、当該債権を回収

できる見込みがないため

令和3年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

## 説 明

債務者に対する土地の賃貸借契約に基づく賃料債権、同契約に基づく賃料のうち期限を徒過して支払われたものに対する遅延損害金に係る債権、土地を不法に占有したことによる損害金に係る債権及び土地を原状回復するために要した費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。